第七条第一項の表都道府県の項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を次のように改める。

五　補正予算債償還費	昭和五十一年度から平成十年度までの各年度において補正予算に係る財源に充てるため発行をした地方債又は当該地方債の元利償還金に係る国の負担金等の額に相当する額の範囲内で発行する地方債（平成十一年度から平成十四年度までの各年度及び平成十六年度から平成二十二年度までの各年度において、各年度の係る財源に充てるため発行をした地方債又は当該地方債の元利償還金に係る国の負担金等の額に相当する額の範囲内で発行する地方債を除く。）

(1)　昭和六十一年度補正予算債
(2)　昭和六十二年度補正予算債
(3)　平成四年度補正予算債
(4)　平成五年度補正予算債
(5)　平成六年度補正予算債
(6)　平成七年度補正予算債
(7)　平成八年度補正予算債
(8)　平成九年度補正予算債
(9)　平成十年度補正予算債
(10)　平成十一年度補正予算債
(11)　平成十二年度補正予算債
(12)　平成十三年度補正予算債
(13)　平成十四年度補正予算債
(14)　平成十五年度補正予算債
(15)　平成十六年度補正予算債
(16)　平成十七年度補正予算債
(17)　平成十八年度補正予算債
(18)　平成十九年度補正予算債
(19)　平成二十年度補正予算債
(20)　平成二十二年度減収補填債

ア　平成十一年度において地方財政法第五条の五第一項の規定に基づき市場公募地方債を発行した都道府県（以下「平成十一年度市場公募都道府県」という。）に係るもの
イ　平成十一年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの

ア　一般公共事業（海岸事業（侵食対策事業に限る。）、治山事業（直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業を除く。）、治水事業、農業農村整備事業（農道整備事業に限る。）、林道事業、水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業を除く。）及び都市計画事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県七十六・〇％分」という。）
イ　一般公共事業（港湾事業、河川事業、海岸事業（侵食対策事業を除く。）、農業農村整備事業（農道整備事業を除く。）、災害関連（一般分）事業、災害関連（港湾防除事業、災害関連（各種災害関連緊急砂防等事業及び災害関連緊急治山等事業に限る。）、災害関連（激甚災害対策特別緊急）事業、災害関連（災害関連緊急治山等事業に限る。）、治山事業（直轄地すべり防止事業に限る。）、災害関連緊急事業、砂防事業及び水産基盤整備事業（直轄漁港修築事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県七十八・〇％分」という。）
ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十三年度都道府県五十・〇％分」という。）

ア　新幹線鉄道整備事業分
イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十四年度都道府県五十・〇％分」という。）

ア　一般公共事業（災害関連（各種災害関連現年分）事業（新潟県中越地震に係る災害関連緊急砂防等事業（災害関連緊急事業を除く。）、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急治山等事業に限る。）、災害関連緊急事業（新潟県中越地震に係る直轄砂防災害関連緊急事業及び直轄地すべり防止災害関連緊急事業に限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県九十五・〇％分」という。）
イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十六年度都道府県五十・〇％分」という。）

平成十七年度補正予算債

平成十八年度補正予算債

平成十九年度補正予算債

平成二十年度補正予算債

ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度都道府県六十・〇％分」という。）
イ　整備新幹線整備事業分
ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度都道府県五十・〇％分」という。）

平成二十一年度補正予算債

ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十一年度都道府県六十・〇％分」という。）
イ　整備新幹線整備事業分
ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十一年度都道府県五十・〇％分」という。）

平成二十二年度補正予算債

ア　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十二年度都道府県六十・〇％分」という。）
イ　国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係るもの（以下「平成二十二年度都道府県五十・〇％分」という。）
ウ　整備新幹線整備事業分
エ　ア、イ及びウに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十二年度都道府県四十五・〇％分」という。）

平成二十二年度減収補填債

第七条第一項の表都道府県の項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「減収補てん債」を「減収補填債」に、「減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度まで」を「減収補填のため平成二年度から平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

第七条第一項の表都道府県の項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)を同号(2)とし、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)から(8)までを同号(2)から(7)までとし、同号を同項第七号とし、同項第九号中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。